

破綻金融機関の処理のために講じた  
措置の内容等に関する報告

平成24年6月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律  
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

## 目 次

I	はじめに	1
II	管理を命ずる処分等の状況	1
III	預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況	
	1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況	
	(1) 金銭の贈与	3
	(2) 資産の買取り	3
	(3) 優先株式等の引受け等	3
	2. 公的資金の使用状況	
	(1) 一般勘定	4
	(2) 金融再生勘定	5
	(3) 金融機能早期健全化勘定	5
	(4) 危機対応勘定	5
	(5) 金融機能強化勘定	6

[参考]

○ 公的資本増強行に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく  
経営健全化計画に係るフォローアップ・・・・・・・・・・ 7
2. 金融機能強化法に基づく  
経営強化計画に係るフォローアップ・・・・・・・・・・ 7
3. 金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加の決定・・・・・・・・ 7

○ 住専最終処理について

1. 二次損失額の確定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 二次損失の補填・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

# 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成24年 6 月

## I はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について、平成23年10月1日以降平成24年3月31日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところである。今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいりたい所存である。

## II 管理を命ずる処分等の状況

平成23年10月1日以降平成24年3月31日までの間に、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）の対象下にある金融機関は、1行（日本振興銀行）である。

日本振興銀行については、平成22年9月10日に管理を命ずる処分が行われ、預金保険機構が金融整理管財人として選任され、処理にあっている。

（参考）平成23年9月30日までに講じられた主な措置

- ・ 第二日本承継銀行へ日本振興銀行の事業の一部を譲渡（平成23年4月25日）
- ・ 預金保険機構が第二日本承継銀行及び日本振興銀行に対する資金援助を実施（平成23年4月25日）
- ・ 預金保険機構がイオン銀行を最終受皿に選定（平成23年9月30日）

日本振興銀行に関し、平成 23 年 10 月 1 日以降平成 24 年 3 月 31 日までの間に行われた措置は、以下のとおりである。

- ① 平成 23 年 10 月 20 日、預金保険機構と最終受皿のイオン銀行との間で、預金保険機構が保有する第二日本承継銀行の全株式をイオン銀行に譲渡する株式売買契約の締結が行われた。

(注) 第二日本承継銀行の株式売買契約の締結については、〔参考Ⅱ－1〕を参照。

- ② 平成 23 年 11 月 15 日、債権者集会において再生計画案が賛成多数により可決され、東京地方裁判所より、再生計画の認可決定が行われた(認可決定の確定は同年 12 月 14 日)。

(注) 再生計画案の可決及び認可決定については、〔参考Ⅱ－2〕を参照。

- ③ 平成 23 年 11 月 28 日及び同年 12 月 19 日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り(整理回収機構に買取りを委託)が行われた(買取り額は、それぞれ 14 百万円及び 10 百万円)。

また、同年 12 月 26 日、第二日本承継銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り(整理回収機構に買取りを委託)が行われた(買取り額は 429 千円)。

(注) 日本振興銀行及び第二日本承継銀行からの資産の買取りについては、〔参考Ⅱ－3〕を参照。

- ④ 平成 23 年 12 月 26 日、預金保険機構より、イオン銀行に対し、第二日本承継銀行の全株式の譲渡(再承継)が行われた。この譲渡により、預金保険機構による第二日本承継銀行の経営管理が終了した。

(注) 第二日本承継銀行の株式の譲渡については、〔参考Ⅱ－4〕を参照。

- ⑤ 平成 24 年 3 月 23 日以降、再生計画に基づき、元本 1,000 万円を超える預金者等債権者への第一回弁済が開始され、債権額の 39%相当額の弁済金の支払いが行われた。

### Ⅲ 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況

#### 1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

##### (1) 金銭の贈与

預金保険機構による資金援助のうち、破綻金融機関から事業譲渡等を受ける救済金融機関等に対する金銭の贈与は、報告対象期間中に、第二日本承継銀行に対する581億円の減額等が生じ、これまでの累計で18兆9,901億円となっている。この累計のうちいわゆるペイオフコストの範囲内の金銭の贈与の額は7兆5,769億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与の額は11兆4,132億円となっている。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与は、預金保険機構の一般勘定で経理され、金融機関からの保険料をその財源としている。なお、ペイオフコストを超える金銭の贈与は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された国債をその財源としていたが、特例業務勘定は平成14年度末に廃止され、同勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属している。

##### (2) 資産の買取り

預金保険機構による資金援助のうち、破綻金融機関等からの資産の買取りは、報告対象期間中で24百万円、これまでの累計で6兆5,191億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取りは、平成14年度末までは特例業務勘定で経理されていたが、同勘定廃止後は一般勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、買取りを委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

##### (3) 優先株式等の引受け等

- ① 預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で8兆6,053億円となっている。

金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

(注) 金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等の申請は、平成13年3月31日(特定協同組織金融機関等については平成14年3月31日)までとなっている。

② 預金保険機構による預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で1兆9,600億円となっている。

預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等は、危機対応勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて引受け等を行っている。

③ 預金保険機構による金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(以下「組織再編成促進特別措置法」という。)に基づく優先株式等の引受け等の額は、これまでの累計で60億円となっている。

組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等は、金融機関等経営基盤強化勘定で経理されていたが、平成16年度末に同勘定は廃止され、同勘定に属する資産及び負債は金融機能強化勘定(下記④参照)に帰属している。

(注) 組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等の申請は、平成16年7月31日までとなっている。

④ 預金保険機構による金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「金融機能強化法」という。)に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で5,260億円となっている。

金融機能強化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能強化勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

(注) 金融機能強化法に基づく株式等の引受け等の申請は、当初、平成20年3月31日までとなっていたが、平成20年12月及び平成23年6月の同法の改正により、平成29年3月31日までとなっている。

## 2. 公的資金の使用状況

### (1) 一般勘定

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。一般勘定の資金は、金融機関から徴収する保険料(平成23年度の保険料率は決済用預金0.107%、一般預金等



0.082%)と政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

なお、一般勘定の借入金等の残高はない（平成24年3月末）。

## （2）金融再生勘定

### ① 勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付け等の業務を經理することとされている。金融再生勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

### ② 政府保証付借入れ等の残高

金融再生勘定の借入金等の残高は、平成24年3月末で1兆8,610億円（民間金融機関等借入金2,110億円、預金保険機構債1兆6,500億円）となっている。

## （3）金融機能早期健全化勘定

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を經理することとされている。金融機能早期健全化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

なお、金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高はない（平成24年3月末）。

## （4）危機対応勘定

### ① 勘定の性格

危機対応勘定は、預金保険法第40条の2第2号に掲げる業務等を經理することとされている。危機対応勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

### ② 政府保証付借入れ等の残高

危機対応勘定の借入金の残高は、平成24年3月末で4,552億円となっている。

(5) 金融機能強化勘定

① 勘定の性格

金融機能強化勘定は、金融機能強化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機能強化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融機能強化勘定の借入金等の残高は、平成24年3月末で5,216億円（民間金融機関等借入金2,416億円、預金保険機構債2,800億円）となっている。

(注) 預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考Ⅲ〕参照。

○ 公的資本増強行に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく経営健全化計画に係るフォローアップ

- ・ 三井住友トラスト・ホールディングス及び千葉興業銀行により経営健全化計画の見直しが行われ、見直し後の新しい経営健全化計画が、平成23年12月9日に公表された。

(注) 上記公表資料については〔参考Ⅳ－1－1〕参照。

- ・ 平成23年9月期の経営健全化計画の履行状況報告が、平成23年12月27日に公表された。

(注) 上記公表資料については〔参考Ⅳ－1－2〕参照。

2. 金融機能強化法に基づく経営強化計画に係るフォローアップ

- ・ 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った13金融機関及び同法の震災特例に基づき資本参加を行った2金融機関から提出された平成23年9月期の経営強化計画の履行状況報告が、平成24年2月2日に公表された。

(注) 経営強化計画の履行状況報告の概要については〔参考Ⅳ－2〕参照。

3. 金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加の決定

- ・ 金融機能強化法の震災特例に基づき、七十七銀行、相双信用組合、いわき信用組合、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫及び那須信用組合からそれぞれ提出された経営強化計画について審査した結果、いずれも法令に掲げる要件に該当するものと認められたことから、平成23年12月8日、七十七銀行に対し200億円、同月28日、相双信用組合に対し160億円、いわき信用組合に対し200億円、平成24年2月2日、宮古信用金庫に対し100億円、気仙沼信用金庫に対し150億円、石巻信用金庫に対し180億円、あぶくま信用金庫に対し200億円、同年3月14日、那須信用組合に対し70億円の資本参加が決定された。

(注) 金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加の概要については〔参考Ⅳ－3〕参照。

○ 住専最終処理について

住専債権の回収等が平成23年12月を目途として完了するものとされていたことを踏まえ、二次損失の処理等、所要の措置を取り、住専の最終処理を行うこととされている。

住専最終処理に関し、平成23年10月1日以降平成24年3月31日までの間に行われた主な措置は以下の通り。

1. 二次損失額の確定

住専債権の回収等が平成23年12月を目途として完了するものとされていたことから、整理回収機構住専勘定における回収業務は平成23年11月末をもって終了し、これにより、いわゆる住専二次損失額が確定した。

旧住専7社から譲り受けた資産 (①)	6兆1,129億円
うち現預金、営業用資産を除いた資産 (②)	4兆8,909億円
うち回収額 (③) (※)	3兆3,167億円
うち残存債権等 (④)	1,725億円
二次損失額 (②－③－④)	1兆4,017億円

(※) 簿価超回収益を除く

住宅金融債権管理機構（現在の整理回収機構）が、平成8年に引き受けた住専資産6兆1,129億円から現預金と営業用資産を除いた金額は4兆8,909億円である。このうち、平成23年11月30日までに3兆3,167億円を回収し（簿価超回収益を除く。）、平成23年11月30日に整理回収機構住専勘定に残存する債権等1,725億円（引当金控除後）を、整理回収機構の他の勘定（協定後勘定）へ移管させた。

これにより整理回収機構住専勘定における住専債権の回収等は完了したこととなり、住専債権の回収等に伴い生じた二次損失は、譲受け資産（現預金、営業用資産を除く。）4兆8,909億円から回収額3兆3,167億

円及び移管した残存債権等 1,725 億円を差し引いた 1 兆 4,017 億円となり、平成 8 年 1 月の閣議了解及び特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（以下「住専処理法」という。）に基づき、政府と民間金融機関の負担額は、それぞれ 7,009 億円（二分の一ずつ）となった。

（注）整理回収機構住専勘定に残存する住専債権の処理については、〔参考 V-1〕参照。

## 2. 二次損失の補填

二次損失の処理について、政府負担分に関しては、改正預金保険法等に基づき、新たな財政措置を回避するため関係資金を活用することにより、民間負担分に関しては、住専処理法の枠内で行われた民間内の調整により、それぞれ以下の資金が充てられた。

（注）住専債権の二次損失の処理については、〔参考 V-2〕参照。

### ①政府負担分の内訳

整理回収機構住専勘定には、簿価超回収益 2,189 億円及び累積利益（資金利益等）の二分の一に相当する 1,388 億円を既に留保していたところであるが、それに加え、平成 23 年 9 月 28 日及び同年 12 月 1 日に新金融安定化基金（第 2 基金）の運用益 1,662 億円を、同年 12 月 22 日・26 日及び平成 24 年 3 月 30 日に協定後勘定利益 1,838 億円を、いずれも整理回収機構住専勘定へ繰り入れた（合計 7,009 億円）。

（注）合計 7,009 億円は、上記の 4 つの資金の総計（7,077 億円）から、整理回収機構住専勘定閉鎖時に最終的に残存し、国庫納付される予定の 68 億円を控除したものの。

### ②民間負担分の内訳

整理回収機構住専勘定には、累積利益の二分の一に相当する 1,388 億円及び過年度から整理回収機構住専勘定に繰り入れられてきた金融安定化拠出基金（第 1 基金）の運用益 1,456 億円を既に留保していたところであるが、それに加え、平成 23 年 12 月 22 日及び平成 24 年 3 月 30 日に金融安定化拠出基金の元本の一部 4,165 億円を整理回収機構住専勘定へ繰り入れた（合計 7,009 億円）。

（注）金融安定化拠出基金の元本の一部（4,165 億円）のうち、整理回収機構に対する出資相当額（1,000 億円）を除く 3,165 億円については、住専処理法に基づき、平成 24 年 3 月 30 日に預金保険機構の一般勘定から同基金への繰入れが行われた。

今後、平成24年6月に予定されている整理回収機構の株主総会を経て、同年6月中には整理回収機構住専勘定を廃止し、その後、同年6月末までに金融安定化拠出基金（第1基金）の拠出金融機関への分配を行い、同基金を閉鎖する予定である。更に、平成24年7月中には預金保険機構住専勘定も廃止し、住専処理に係る全ての処理が終了する予定である。